平成16年11月 内 閣 府

(単位:億円)

「平成16年9月26日から同月30日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての 激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令案」について

激甚災害名

「平成16年9月26日から同月30日までの間の豪雨及び暴風雨による災害」

9月21日03時にグアム島の西南西の海上で発生した台風第21号は、発達しながら北西に進み、26日に強い勢力で沖縄本島と宮古島の間を通過した。27日に東シナ海でほとんど停滞した台風は、進路を北東に変え、再び進み、29日08時半頃、鹿児島県串木野市付近に上陸した。15時過ぎ、高知県宿毛市付近に再上陸した後、20時半頃、大阪市付近に再上陸し、北陸地方を通って、30日09時に東北地方で温帯低気圧となった。

26日に沖縄県で台風の影響により大雨となった。その後、本州付近では、台風の北上に伴って暖かく湿った空気が流入した影響や台風の影響で大雨となり、26日から30日にかけての総雨量は三重県で900mmを超えたほか、四国地方で400mmを超えた。また、台風の上陸及び接近に伴い各地で暴風となった。

これらにより、兵庫県、三重県を中心に大きな被害が発生した。

被害の発生状況

農地、農業用施設及び林道関係

	農地	農業用施設	林道	合計
查定見込額	42.4	88.0	70.4	200.8

適用すべき措置の概要

激甚災害(本激)<全国について適用>

(1) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置(法第5条)

農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業等について農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(以下「暫定法」という。)等に基づく通常の国庫補助のかさ上げを行う。(84% 92%(農地、過去5年間の実績))

(2) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等(法第24条第2項から第4項まで) 農地、農業用施設及び林道に係る災害復旧事業で、暫定法の適用を受けない小災害の復旧 事業費に充てるため発行が許可された地方債に係る元利償還金を基準財政需要額に算入する。

連絡先

内閣府政策統括官(防災担当)付 石井、江口、秋元 03-5253-2111(代)(51205・51210)

03-3501-5408

号

平成十六年九月二十六日から同月三十日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並

びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第百五十号)第二

条第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(以下「法」とい

う。) 第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げると

おり指定する。

「一方のでは、一
計二度三十六分において台風となる上欄の暴風雨とは、平成十六年台目上欄の暴風雨による災害※ 甚 災 害
度三十六分において台風となる の暴風雨とは、平成十六年台屋 一塚風雨による災害 一塚風雨による災害 一様 一様 一様 一様 一様 一様 一様 一様 一様 一様
がら同月三十日 災害
台 十 六 三 十 六 年 号 三 十 日 ま ま も る る る る る る る る る る る る る る る る る
な台と書
た第一で
熱 二 の 間 H H H H H H H H H H H H H H H H H H
気 号 規 法 圧 (
気圧で、同月三 規定する措置 規定する措置 用 別定する措置
三二十二第一
T T T T T T T T T T
北 に 条 ベ 緯 北 第 = 6
二 神 一 う 十 十 力 う 八 二 か 」
度 度 四 五 第 第
二十日に北緯三十八度四十二分東経二十四条第二項から第四項までに
東 東 で に に

附則

この政令は、公布の日から施行する。